

「平成 20 年度において国債整理基金等が行う買入消却に国債の借換引受け
によらず応じるための国債売却実施要領」中一部改正

2. を横線のとおり改める。

2. 売却日

(1) 普通国債

毎月一度実施することとし、原則として、国債整理基金が入札により行う買入消却（利付国債（物価連動国債および変動利付国債を除く。）にかかるとに限り、）にかかるとる国債買入（以下「国債買入」という。）の実施日において実施する。ただし、国債買入が実施されない月または国債買入の実施が前月までに予定されていなかった月については、次に定める日において実施する。

イ、国債整理基金が入札により行う買入消却にかかるとる物価連動国債または変動利付国債の買入が実施され、かつ当該買入の実施が前月までに予定されていた月については、その実施日。

ロ、イ、に定める月以外の月については、本行の業務運営の円滑性確保等の観点から適当と認められる日。

(2) 財投債

平成 20 年度中に一度、財務省から要請のあった月のに実施することとし、原則として、国債買入の実施日において実施する。ただし、当該月に国債買入が実施されない場合または国債買入の実施が前月までに予定されていなかった場合には、次に定める日において実施する。

イ、当該月において、国債整理基金が入札により行う買入消却にかかる物価連動国債または変動利付国債の買入が実施され、かつ当該買入の実施が前月までに予定されていた場合には、その実施日。

ロ、イ、以外の場合には、本行の業務運営の円滑性確保等の観点から適当と認められる日。

(附則)

この一部改正は、平成 20 年 4 月 4 日から実施する。